

令和2年度予算審査特別委員会（第1日目）

- ◎ 招集年月日 令和2年3月4日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年3月4日（水） 午後2時50分
- ◎ 閉会日時 令和2年3月4日（水） 午後3時29分

◎ 出席委員

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 五十嵐 捷 爾 | 6番 | 吉 田 峰 一 |
| 2番 | 成 澤 五 郎 | 7番 | 花 井 泰 子 |
| 3番 | 笠 松 悦 子 | 8番 | 山 田 顕 人 |
| 4番 | 松 井 盛 泰 | 9番 | 谷 口 康 之 |
| 5番 | 木 村 一 | | |

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

- | | | | |
|-----------|--------|----------|---------|
| 町 長 | 西山和夫 | 戸籍住民係長 | 小林 亮 |
| 副 町 長 | 大野 樹 | 福祉医療係長 | 上村 定子 |
| 総務企画課長 | 小田島伸二 | 保険係長 | 高田 正志 |
| 生活福祉課長 | 鳴海英人 | 健康推進係長 | 笠松 さおり |
| 生活福祉課主幹 | 永田吉雄 | 包括支援係長 | 佐藤 書子 |
| 税務会計課長 | 佐藤辰治 | 税務係長 | 佐藤 雅明 |
| 産業振興課長 | 西野俊一 | 農業振興係長 | 沖津 優也 |
| まちづくり政策室長 | 三原 知明 | 水産振興係長 | 上野 真吾 |
| 建設水道課長 | 佐藤和人 | 林業振興係長 | 帰山 淳一 |
| 教 育 長 | 本間茂裕 | 商工観光係長 | 赤松 拓也 |
| 学校教育課長 | 帰山亮一 | 管理係長 | (佐藤 和人) |
| 社会教育課長 | 松本泰行 | 土木係長 | 堂 守 真豪 |
| 知内高等学校事務長 | 長谷川将之 | 建築係長 | 澤 田 浩一 |
| 学校給食センター長 | (帰山亮一) | 管財係長 | 東 出 亮二 |
| 代表監査委員 | 西内貞治 | 上下水道技術係長 | 牧野 覚 |
| 総務係長 | 石田由美子 | 上下水道事務係長 | 南 和 敏 |
| 財政係長 | 南 一 貴 | 学校教育係長 | 小林 雪絵 |
| まちづくり政策係長 | 大谷晃介 | 社会教育係長 | 堂 前 哲也 |
| 企画振興係長 | 東出朋也 | スポーツ振興係長 | 上野 英孝 |
| | | 文化財係長 | 竹 田 聡 |

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 森 永 茂 |
| 議事係長 | 筒井俊介 |

令和2年度予算審査特別委員会議事日程

(第1号)

令和2年3月4日(水) 午後2時50分開議

日程	議件番号	議件名
第1	議案第9号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第2	議案第10号	使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
第3	議案第11号	知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第4	議案第12号	知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第13号	幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について
第6	議案第14号	知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について
第7	議案第15号	知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について
第8	議案第16号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第9	議案第17号	知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
第10	議案第18号	北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(谷口康之)

皆さん、どうもご苦労様でございます。令和2年度知内町議会予算審査特別委員会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。3月4日の本会議で予算審査特別委員会が設置され、図らずも私が委員長を仰せつかりました。委員各位にはご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、限られた審査期間でありますので、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位のご理解とご協力をお願い致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

只今の出席委員数は、9人です。定足数に達していますので、令和2年度予算審査特別委員会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

委員会の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

直ちに議事に入ります。

委員会に付託されました17議案については、既に提案理由の説明が終了しております。

これから審査に入りますが、審査の方法は議案第9号から1議案ごとに質疑・討論・採決の順で進めて参りたいと思います。

この取扱いにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、そのように審査を進めて参ります。

委員の皆様をお願い致します。質疑については、定例会議案、一般会計予算書、特別会計

予算書、予算説明資料、事業実績報告書など、まず、資料名を。次にページ数を示した上で、質疑されますようお願い致します。

● 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（谷口康之）

日程第1、議案第9号、『職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

8番、山田委員。

◎ 8 番（山田顕人）

議案の方なんですけども、別表1の1の表中「2, 200円」を「2, 000円」に、そして「9, 300円」を「9, 800円」ということで、すいませんね。予算説明の資料ナンバー1の1ページですね。旅費の部分なんですけども、宿泊料の部分。これですね、最近、イベント等ありましてね、札幌辺りでも、函館辺りでもそうなんですけども、なかなか10,000円台で泊まれるかというよりも、1.5倍くらいホテルで取るというような場合はあります。15,000円だとか18,000円だとかいう場合もあるんですよ。そういう時はどうなんでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

確かに今、ご質問いただきましたとおり、これまでですと、先ほどもご説明致しました札幌の場合ですと、共済組合の職員用のホテルがございまして、ホテルポールスターだったんですけれども、ある程度10,000円以下で泊まれていた状況もございました。ただ、最近、本当に旅行客が増えておりまして、2ヶ月前からでも全く予約が取れないという状況が発生をしております。今、質問いただきましたように、10,000円オーバーで宿泊せざるを得ないという状況がございます。ただ、基本的には今回定めた宿泊料以上のものはよっぽどの特殊な、例えば30,000円になってしまったとか、どうしても多額な差額が発生したという場合は調整することも条例上は可能ですけれども、通常はこの宿泊料で整理をしながら、ただ、そこも回数、年に1度ということもありませんし、ある程度回数行って来ますと、たまたま安い所に泊まれたりということもあって、平均値としてこの宿泊料で運用していきたいと考えております。

◎ 委員長（谷口康之）

あとはございませんか。

5番、木村委員。

◎ 5 番（木村 一）

今の旅費の10,000円前後と言うんですけども、例えば別なホテル取った時に、その会場に行くまでにタクシー代と言えは職員負担するのか。今度。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

その旅費の、今回も半日当を廃止ということもございましたけれども、その日当というのが2,000円ございます。その内訳として、例えば札幌市と言っても、例えば札幌市役所だったり、道庁であったり、北区の何かって言う会場があったりとかですね、細かいタクシー代ですとか、バス代ですとか、地下鉄でも移動が発生致します。それを毎回毎回全て精算するのが事務の煩瑣があるということで、2,000円の内半分はそのような細かい交通費、タクシー代も含めてですね。残りの1,000円というのは食糧費ということで、そのような内訳となっております。

◎ 委員長（谷口康之）

宜しいですか。

3番、笠松委員。

◎ 3 番（笠松悦子）

ちょっと言いにくいんですけども、やっぱり研修会なり何なりと多くある職場というか、課にもよると思うんですけども、緊急な研修会とか開かれた時とかね、本当にホテル探せないかもしれないんですよ。そういう場合の対応を、ちょっとなんか横に附則としてもってもらえれば、この時には限る、いくらとかっていうのは設けないですか。考えないですか。結局、本当に2ヶ月くらい前でないとホテルは取れないような状況にありますよね。札幌は。どんどんどんどん上がっていますよね。その中でホテルを探すのが本当に大変だと思うんですよ。それも、やっぱりさつき木村議員さんもおっしゃったように、会場まで、ホテルと会場の近けりゃいいんですけど、そういうこともあるので、例えば日当をもうちょっと出すとか、どこかで配慮してもらえないのかなと思って。なんか職員さんが可哀想です。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今、ご質問いただきました、例えば会場が非常に離れていて日当の範囲内でもタクシーで移動しきれないという場合も当然発生すると思われます。その際にはですね、タクシー代の領収書を持ってきていただきまして、旅費としてではなくて、その車の使用料、賃借料として、別途、職員に支給することは可能でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

あとは宜しいでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第10号 使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第2、議案第10号、『使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第11号 知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第3、議案第11号、『知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、山田委員。

◎ 8番（山田顕人）

31円から40円に上げるということですよ。すいません。11号でしたか。すいません。間違えました。

◎ 委員長（谷口康之）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第12号 知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第4、議案第12号、『知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、山田委員。

◎ 8 番（山田顕人）

処理費というか、ごみ袋のお金にもなってくるんでしょうけども、31円から40円に値上がりするということでありまして、これ、12月でしたか。対話集会でしたっけ。町民の皆さんには、このことは、ちょっと説明はあったんでしょうか。無かったんでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

昨年、11月に各町内会で実施致しました対話集会でですね、これまでの町の財政状況、特に基金をどんどんどんどん繰入れておまして、残高が不足している今後の財政運営の安定化に向けて歳出の削減は当然なんですけれども、町民の皆様いろんな使用料、手数料、ごみの袋の部分もご負担をいただきたいということを、今、検討しております。ただ、具体的に31円をいくりにするというご説明はしておりませんでしたけれども、増額の負担をいただきたいというご説明は基本的には差し上げているところです。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、山田委員。

◎ 8 番（山田顕人）

町民の皆さんにはね、値上がりというよりも財政が厳しくなっていて、消費税も上がっているということもあってということで、説明されているということで、ご理解していいんですよね。わかりました。

◎ 委員長（谷口康之）

あと。7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

ごみの手数料の値上げということで。値上げということは、ちょっと町民負担掛かるかなというふうには思っていたんですが、しかし、他町村との、例えば松前町で言えば720円、福島では500円、木古内では470円ということで他町村から見たら、知内は頑張って310円にしてきたんだというふうには、まず、認識を致しました。そして私は、実はもえるごみを減らしたいという、そういう気持ちもとてもあります。というのは、ごみの町の負担が増えているというふうなこともありますし、残念だけれども、値上げをするんだけれども、その値上げによって工夫をしてごみの量を減らすと、そういうふうな町民の努力というふうなもの一つあるかなというふうには思いますし、低所得者に年間20枚の袋をお渡しするというのもわかりましたので、今回はやむを得ないかなというふうな思いでおります。

◎ 委員長（谷口康之）

ちょっとお待ちください。花井委員、答弁いいんですか。わかりました。

2番、成澤委員。

◎ 2 番 (成澤五郎)

今回の、このごみの袋の値上げというのは、これは先ほども7番議員が言っていたように、他町と比較をしてみれば、かなり町としては今まで値上げせずに頑張ってきた。しかしながらですね、1枚10円という、9円という値上げについては、20枚の袋で約200円近い値上がりになる訳ですね。これは、やはり庶民感覚にしてみれば、かなり大きな値上げに感じるんじゃないでしょうか。これは先ほども言ったように、他町から比べれば、今まで知内町は値上げせずにこれまで頑張ってきたと。こう確かに言えることなんですが。私は今回の値上げはやむを得ない。これは消費税を何回か国が上げてきたにも関わらず、町としてはそれに我慢してですね、その都度、上げずにやってきたという、この努力が見受けられるというふうに思いますので、やむを得ないとは思いますが。今後、やはり町の財政にも関わってくることでありますので、きめ細かく、一気に1枚10円近く上げるというものではなくて、小まめにですね、町民に諮ってやっていくべきものじゃないのかな。こう思いますけど。如何でしょうか。

◎ 委員長 (谷口康之)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

先般も説明したんですけれども、これまで長い間31円にしてきた経緯、それから粗大ごみ等については、近隣の3町がもう有料化しているという状況です。それから、今、先ほど花井議員さんからもありましたけれども、松前・木古内・福島はうちよりも、今、上げた40円にしても、なお、まだ差があるということですね。確かに今回、9円という1枚から負担になります。それで1週間に、例えば2回青い袋で出したとすると、1年間に954円になるんですね。上がった額がですね、1,000円以下に収まるんです。ですから、負担と言いながらも、年間1,000円の負担ということですので、何とか了承して欲しいなということでございます。

◎ 委員長 (谷口康之)

2番、成澤委員。

◎ 2 番 (成澤五郎)

今回のこの値上げで試算をされているのでしょうか。今のお話もあったことからすれば、試算も当然、どのくらいの町の収入増になるのでしょうか。

◎ 委員長 (谷口康之)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

ご説明致します。試算ではですね、まず、平成30年度の売上枚数が18万5,600枚程でございます。それで9円上がることによって、167万円程度の増収になると考えております。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

他に質疑ございませんか。

6番、吉田委員。

◎ 6 番 (吉田峰一)

決して私も反対という意見ではございませんけども、各西部四町見ますと、各町が非常に

我々、本町から見たら高い料金でやっているということは、勝手に私は推理するんですけども、その都度、他町については、その都度その都度、消費税ごとに上げていったんでなかろうかなど。私もこう推理する訳でございますけども、是非、知内町も町民に一気に負担掛けないで、今後は消費税等と、若しくはそれぞれが出て来たら、その都度その都度、町民に少しずつ負担していただけるというような方法を取っていただければなど。こう思っていますので。それだけです。

◎ 委員長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

今、言われたとおりなことだと思いますので、これからの改定についてはそのような方法でしていきたいと。ただ、今、袋1枚を作成するのにですね、16円ちょっと掛かっているんです。ですから、今、40円にしても半分近くが袋の購入費に掛かるということも理解をしていただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第13号 幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第5、議案第13号、『幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第14号 知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第6、議案第14号、『知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

お尋ねするんですが、知内町子ども・子育て支援事業計画、事前にですね、全員協議会で2月の17日だったと思うんですが、説明がありました。その時に、まだ、これは正案ではないんだけど、これから子育て会議やって、きちんとするんだということでした。子育て会議でどんな意見が出されたか、お知らせください。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。全部で2回今年度は開いております。その中で、第1期計画を皆さんに見ていただいて、その担当する、例えば社会教育だとかの事業については、そちらの方で事業評価をしていたんですが、子育て会議の委員の方からは、そういった評価は会議の方で、まず、原案として担当の方でもいいが、全体的な評価は子育て会議の方でさせていただきますという意見も出ておりました。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

ここに書いてありますけども、説明資料かな。事業評価は事務方がするんだと。そして点検、それからそれとは子育て会議でやると。そして最低でも年1回は開催するという一方で、事務的なことの注文もあったんだと思いますけども、この中身自体については、第1期の計画の中身については何かご意見は無かったんですか。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

中身についてはですね、原案うちの方で委員の皆様を示した段階では、特にこれといった、文言の訂正だとか、表現の仕方という部分、例えば目的だとか、理念の部分だとかで意見はございましたが、その他、特に細かい部分については意見はございませんでした。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

全体的な数値が出ていまして、3歳以上は認定こども園の中で対応するという一方で、人数的にもきちんと把握されていると思うんですが、2歳児以下、特に0歳児等ですね、例えば0歳児6人とかなっていますけども、実際としてどのくらいの現状0歳児の保育あるか

ということも数値が出ています。ただ、今後、やはりこういう施設が整えば整う程きちんとそういう所に預けながら働きたいという需要も出てくるんだろうと思うんですが、想定された認定こども園の収容能力にもよるんですけども、その辺の3歳未満児の対応というのは今後増えた場合、どんな対応を考えられるのか。そこまで考えてらっしゃるかどうか。お願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。まず、一つは出生数が相当、年々減ってきているということもございます。また、今、認定こども園にすることによって、現在、知内幼稚園、それから知内保育所、それから湯ノ里保育所に居る保育士または教員がですね、人数多くなりますので、そういった部分で対応は十分可能だと思っております。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

もう1点だけ。これから、認定こども園やった時の1号、2号、3号認定になっていきますけども、乳幼児の保育料、授業料、無償化になることで、そう問題ないのかもしれませんが、1号、2号、3号認定される訳ですね。それぞれ。入る時に。そうした場合に保育料、そういう差が付くの。1号、2号、3号で。差が付くんですか。それ、ちょっとお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。1号、2号、3号、それから年齢によって保育料に違いがございます。

◎ 委員長（谷口康之）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第15号 知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第7、議案第15号、『知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

8番、山田委員。

◎ 8 番（山田顕人）

説明資料の生活福祉課ナンバー4の12ページです。北海道の方でね、国保の運営されていくということで、かなりリスクが軽減されてきているということでもあります。しかしながらね、今回みたいな、このコロナウイルスみたいなものが、何て言いましょかね。流行して流行った場合に、なかなか厳しくなる部分もあるのかなと思うんですけども、極端にその辺、何て言うのかな。税率が上がったりということはあるのか。ないのか。ちょっとその辺お聞きしたいです。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。今回の新型コロナウイルスに関しましては国の感染症対策ということで、町に発生する医療費というのはございません。それと、北海道全体です、それぞれ自治体で医療費が高いとこ、低いとこ、それぞれあるんですが、それを全体に平均にならして交付金を支払うというシステムになっていますので、その極端な上がり下がりというのは今後もないものだと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

あとはございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第16号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第8、議案第16号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

今回、全般的には値下げという形で、ちょっと値下げをしていただきたいというふうに質問もした経過もありますので、良かったかなというふうに思うんですが、資産割のところは今度は全部なくなるということで、例えば近隣の町、木古内、福島などは資産割は今までど

うしていたのかというふうなことを、ちょっとお聞きしたいんですが。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。木古内、福島につきましては、資産割はございません。今、近隣であるのは松前町だけです。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

わかりました。説明にもあるように、本当に所得のない高齢者も資産割によって厳しい面もあるということでは、それは十分理解をしますし、ただ、これの値下げによって良かったかなというふうに思うんですが。そうですね、全般的に言ったらまだまだ協会けんぽの方達とは違って平等割のところはそのまま残ってしまうということでは、私としては応能のところも少し下げ、均等割も少し下げたんですけれども、応益のところはまだ手を付けられていないということでは、これからの努力をしていただきたいというふうに思っているんですが、それらの考え方はありますでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

ご説明します。今回の税率改正につきましては、将来的には北海道が統一する税率に近づけていかなきゃないと。将来的にはもう北海道が指定する率に変わるということをもっと前提にして考えていただきたいと思います。前から、花井議員さんからいろいろご指摘いただきまして低所得者にも公平な形で、今回の税率の軽減が出来るようにということの仕組みを国保の運営委員会に諮りましてですね、その中の審議をいただいて今回の率に改正をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

賛成討論でいいですか。

◎ 委員長（谷口康之）

どうぞ。宜しいですよ。

◎ 7番（花井泰子）

賛成討論をさせていただきます。国保については、何回か発言をして参りました。低所得者に対する国の基準に則った軽減措置はあるものの、低所得者が多く加入する国保は本当に厳しいものがあるというふうに感じていました。近年は、知内でも国保から別の保険に移行する方も増えて、国民健康保険税は本当に厳しいというふうに思っていましたので、昨年、町長が執行方針で低所得者に温かい配慮をするという方針も出されましたし、また今年度の

今暮らしている方々の幸せの生活を応援したいと、そういう執行方針も話されていた中でのそういう一つの措置であったかなというふうに推察を致します。この現政権化では様々な施策を打っています。しかし、町としてそれに町民のためになるかというふうな思いで考えながら手を挙げたり、挙げなかったりというようなことで進んできたというふうに思うんですが、低所得者に限ってはなかなかその恩恵に預かれないと、そういう意味ではこの国民健康保険税の引き下げは低所得者にとっては本当に少しでも生活の足しになるというふうに私は感じています。それによって、今回は町民負担を減らすということで賛成討論と致します。

◎ 委員長（谷口康之）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第17号 知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第9、議案第17号、『知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第18号 北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第10、議案第18号、『北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、山田委員。

◎ 8 番 (山田 顕人)

授業料が少し上がるという、北海道の方に準ずるといふ形ですよね。その間、これから軽減措置される学年、期間ありますよね。その他に他所から転入して来るだとか、転校は関係ないのかな。転入されて来る方に対しては、どのように対処されるでしょうか。

◎ 委員長 (谷口康之)

高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (長谷川将之)

ご説明致します。議案の経過措置の部分で3番にその旨の記載があるんですが、転学や編入学した者は、その当該者が該当する年次の学年の在校生と同じ経過措置とするということで、その学年が経過措置を受けている場合はそれに準じてその方も経過措置が受けれるということになっております。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

あとはございませんでしょうか。

5番、木村委員。

◎ 5 番 (木村 一)

授業料の値上げ。道立高校と一律というふうには持っていったんですけども、何故、道立と一緒にしなきゃいけないのか。その辺ちょっと。知内は独自でやったらいいんじゃないのかと思うんですけどもさ。

◎ 委員長 (谷口康之)

高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (長谷川将之)

ご説明します。法律が変わりまして、今、大部分の生徒・保護者は、国の就学支援金制度というもので、授業料を助成されることになっております。それで大部分の方については実質無償化ということになっておりますので、一部、いわゆる高額所得者の方で該当にならない方は自己負担となりますが、実質ほぼ無償化ということで、うちも道立高校に準じた水準にしまして、学校としてはその他にも多様な支援策いろいろ助成制度設けておりますので、この授業料については同額と、道立高校と同額として学校の運営経費として充てていきたいなということで考えておりました。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

宜しいですか。

あとはございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定するのにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり決定致しました。

● 散会宣言

◎ 委員長（谷口康之）

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会します。以上でございます。

ご苦勞様でした。

（ 散会 午後 3 時 2 9 分 ）